

ロシアにおけるインターネット上の 海賊行為対策【その1】

Gorodissky & Partners

Sergey Medvedev



Gorodissky & Partners は 1959 年に設立された事務所である。約 120 名の弁護士・弁理士を含む約 370 名が在籍している知的財産に特化した事務所である。Medvedev 氏は弁護士であり、ロシア商標代理人の資格を有している。

ロシアにおけるインターネット上の海賊行為対策について、全 2 回のシリーズで紹介する。

■はじめに

ロシアにおける「海賊行為防止法（Anti-Piracy Law）」は、正式には、2013 年 7 月 2 日付の「情報および電気通信ネットワークにおける知的財産権の保護に関するロシア連邦法の改正」（連邦法 187-FZ 号）という（以下「海賊行為防止法」という）。

同法は、インターネット上の違法な動画コンテンツの配布について、（ネット上の）情報遮断手続きを定めている。同法は 2013 年 8 月 1 日に施行され、施行後 1 年間でデジタル環境における著作権保護の効率を大きく高めた。

海賊行為防止法の施行後、2006 年 7 月 26 日の連邦法 149-FZ 号「情報、情報技術、情報保護について」（以下「情報法」という。）、ロシア連邦民事手続法（以下「民事手続法」という。）、ロシア連邦仲裁手続き、ならびにロシア連邦民法も改正された。

海賊行為防止法は現在、インターネットを含むさまざまな情報・電気通信ネットワークにおける動画（映画、テレビドラマを含む）の排他的権利行使に適用される。

■情報メディアの責任

海賊行為防止法は、インターネットで違法コンテンツを配布したことが認定された場合、侵害者以外に責任を問われる可能性があるさまざまな者（いわゆる「情報メディア」）を定義している。こうしたメディアには以下が含まれる。

- (1) 情報および電気通信ネットワークで情報データを配信する者（インターネット・サービス・プロバイダー:ISP等）
- (2) 情報および電気通信ネットワークを使用して資料または情報をアップし、またこれを取得する場所を提供する者（ウェブサイト所有者またはウェブサイト管理者）
- (3) 情報および電気通信ネットワークにおける資料へのアクセスを提供する者（ホストプロバイダー）

同法は、上記の者が免責される条件も定めている。とりわけインターネット・サービス・プロバイダーは、以下を遵守している場合は知的財産権侵害に問われない。

- (1) 資料の送信を開始せず、当該資料の受信者を選んでいないこと
- (2) 通信サービスを提供するにあたり当該資料を改変していないこと（資料伝送の技術的プロセスを維持するための改変を除く）
- (3) 知的活動の産物を伴う資料を送信した者が、当該知的活動の産物の使用が違法であるという事実を知らなかったこと

ウェブサイト所有者またはウェブサイト管理者は、以下を遵守している場合、第三者が当該情報および電気通信ネットワークに資料をアップしたことによる知的財産権侵害の責任を問われない。

- (1) かかる資料に含まれる知的活動の産物の使用が違法であるという事実を知らなかったこと

(2) 権利者から、かかる資料がアップされたウェブページおよび、またはネットワークアドレスを明記した知的財産権侵害の警告状を受領後、ウェブサイト所有者または管理者が、問題の知的財産権侵害を停止させるべく必要かつ十分な措置を取ったこと（必要かつ十分な措置のリスト、およびその適用手順は同法には定められておらず、事実の問題となっている）

ホストプロバイダーは、インターネット・サービス・プロバイダーと、ウェブサイト所有者または管理者に適用される上記の条件をすべて遵守している場合、知的財産権侵害の責任を問われない場合がある。

一般的な民事責任を伴わない知的財産権の権利行使の主張（侵害コンテンツの削除またはアクセス制限）も、善意の情報メディアに対して適用される場合があることに注意が必要である。

■ 知的財産権の権利行使メカニズム

ロシアは、海賊行為防止法の施行前、著作権を行使する際に法的に多くの複雑な問題を抱えていた。かつて著作権紛争は、管轄地について一般的な手続き規則に基づく（つまり被告の所在地）と考えられており、差し止めとあわせて、この分野における統一的な法執行実務を確立する障害となっていた。そこで侵害を効率的に抑止するため、海賊行為防止法は、この分野における紛争の管轄地をモスクワ市裁判所とすると定めた。

現在、オンライン情報ソースで違法に配布された映画、またはダウンロードのウェブリンクを発見した著作権者（自然人、法人を問わない）は、（正式な訴状を提出する前に）モスクワ市裁判所に仮差止救済を申し立てる権利がある。その際、権利者とその排他的実施権者は、知的財産権保護を求めることができる（民法 1254 条）。

民事手続法 144.1 条によると、インターネット上の映画の排他的権利が侵害されたことについて保護を求める訴状が提出される前でも、モスクワ市裁判所は、権利者またはその排他的実施権者からの書面による要請を受けた場合、仮差止救済を認めることができる。仮差止救済請求は、モスクワ市裁判所のウェブサイトですぐ入手可能な特別様式に必要事項を書き込み、法律によって定められた電子署名により署名することで行うことができる。

仮差止救済請求を行う際、申立人は裁判所に著作物がインターネット上で使用されていることを裏付ける書面と、申立人がこの著作物につき排他的権利を有することを証する書面を提出する。これらの文書は電子書式で裁判所に提出することができる。これらの文書を提出しない場合、問題の映像に係る排他的権利に基づく仮差止請求は棄却される可能性がある。

裁判所は仮差止救済について判断を下す際、申立人の専有権（排他的権利）の行使について裁判所が認めた措置につき、訴状を提出すべき期限（15 日以内）を示す。上記の判断は、申し立てが行われた日の翌日までにモスクワ市裁判所のウェブサイトで公表される。

申立人が所定の期間内に正式な訴状を提出しない場合、仮差止救済請求は取り消されることに注意が必要である。裁判所は仮差止救済命令に基づき強制執行令状を発行し、これを権利者または排他的実施権者（申立人）に交付するか、申立人の請求があった場合はロシア連邦通信局（Roskomnadzor）に強制執行令状を送付する。

■違法映像コンテンツの排除

権利者は、強制執行令状を取得後、違法動画コンテンツを配布するオンライン情報ソースへのアクセスを制限する措置を取るようロシア連邦通信局に要請する。要請書式はロシア連邦通信局のウェブサイトで入手可能である。

(<http://www.minsvyaz.ru/ru/>)

ロシア連邦通信局は受領後 3 営業日以内に、該当する情報メディアを特定し、問題の映像に係る排他的権利が侵害されている旨の電子警告状を送付する。警告状は、ロシア語と英語で書かれ、必要なすべての情報を含むもので、かかる違法コンテンツを削除するために必要な措置を取るよう要求する。

警告状の受領から 1 営業日後、ホストプロバイダー（または別の情報メディア）は、オンライン情報ソースの所有者に警告状送付の旨を通知し、所有者に対して違法コンテンツを直ちに削除し、および、またはかかる情報へのアクセスを制限する措置を取る必要性を通知する。

警告状の受領後 1 営業日以内に、オンライン情報ソースの所有者は、対応するコンテンツを削除する義務を負う。所有者がこれを拒否した場合、あるいはこれを行わない場合、当該情報メディアは 3 営業日以内に問題のオンライン情報ソースへのアクセスを制限する。当該情報メディアが適切な措置を講じない場合、インターネット・サービス・プロバイダーは、ロシア連邦通信局の同意を得て、ロシア連邦通信局から得たオンライン情報ソースの詳細を（内部相互作用システム経由で）受領した日から 1 日以内に、当該オンライン情報ソースへのアクセスを制限する。

ロシアにおけるインターネット上の海賊行為対策の「裁判所の実務」について、【その 2】で解説する。

【その 2】へ続く

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)